

平成28年7月1日

入札参加者各位

桑名市役所総務部 契約監理課
桑名市上下水道部 企画総務課

地方自治法施行規則の改正に伴う前払金の使途拡大について

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が平成28年5月27日に施行され、工事の前払金の使途が、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用にまで拡大されることとなりました。

改正後の地方自治法施行規則は平成28年4月1日から適用となります。

なお、平成28年4月1日以降において既に契約締結した工事については、発注者と受注者で協議のうえ、当該規定を変更したものについて適用が可能です。

手続きの詳細は、各発注機関へお問い合わせください。

桑名市役所総務部 契約監理課 0594-24-1409
桑名市上下水道部 企画総務課 0594-49-2057